

枝幸町次世代育成支援行動計画 (後期行動計画)



平成22年3月

枝幸町
ESASHI

はじめに

本町では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「枝幸・歌登両町が次世代育成支援行動計画」（平成 17 年度から平成 21 年度）を策定、平成 18 年 3 月新設合併により新枝幸町がスタートし、4 月には、子育て子ども担当窓口を一本化した「子育て推進課」を設置し、両町の計画を融合しながら安心して子どもを産み育てることができ、子どもに関する取り組みを総合的に推進する体制を整えました。

しかしながら、雇用情勢が悪化する中、依然として、子どもや家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっており、育児不安や負担感の増大、育児モラルの低下、児童虐待、いじめ、非行など、様々な問題が生じています。仕事と生活の調和を実現し、一人ひとりが、充実感を持ちながら、多様な生き方が選択できる社会が求められています。

このような中、前期行動計画を見直し、新たに、本町がめざす方向性と具体的な施策を盛り込み、「枝幸町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」（平成 22 年度から平成 26 年度）を策定しました。

この計画では、新しく評価指標を設定する中で、前期行動計画の引き続き、「こどもが幸せに成長できる地域づくり」を基本理念として、社会の宝である子どもたちが持つ輝きを大切にし、地域のすべての人たちが子育ての喜びや楽しみを感じ、子どもとともに育ち合うまちづくりをめざしております。

さらに、4 月には、枝幸地域子育て支援センターがオープンし、本町における子育て支援の中心を担う施設として、歌登地域子育て支援センターとともに重点的に事業展開を図っていきます。

今後とも、行政、学校、家庭、地域の連携を深めながら、この計画の着実な推進に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり「枝幸町次世代育成支援後期行動計画策定に伴うニーズ調査」に協力をいただきました多くの町民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

枝幸町長 荒 屋 吉 雄

目次

1 計画の作成にあたって	1
1-1 後期計画の趣旨.....	1
1-2 後期計画の位置づけ.....	1
1-3 後期計画の期間.....	1
2 枝幸町の概況	2
2-1 立地・地勢.....	2
2-2 人口構造.....	2
2-3 出生及び児童人口の推移.....	2
(1) 枝幸町の総人口と児童人口の推移.....	2
(2) 枝幸町の年齢3区分構成.....	3
(3) 要保育人口及び待機児童.....	3
2-4 出生の動向.....	4
(1) 枝幸町の出生数と合計特殊出生率の推移.....	4
(2) 母親の年齢階級別出生数.....	4
2-5 子育て世帯の状況.....	5
(1) 世帯数、平均世帯人員.....	5
(2) 児童のいる世帯の構成.....	5
2-6 子育て期にあたる年齢層の就労状況.....	6
3 基本理念・基本方針	7
3-1 基本理念.....	7
3-2 基本方針.....	7
3-3 基本の体系.....	8
4 計画の具体的展開	10
4-1 子どもが担い手となるまちづくり.....	10
(1) 子どもの主体性の尊重.....	10
①「児童の権利に関する条約」の普及・啓発.....	10
②子どもの意見を反映させたまちづくりの推進.....	10
③子どもが担い手となる地域活動の推進.....	10
(2) いじめの防止・児童虐待への対応.....	10
①いじめ悩み相談・連携体制の推進.....	11
②児童虐待防止対策の充実・強化（要保護児童対策地域協議会）.....	11
4-2 家庭における子育て支援.....	11
(1) 子育て・子育てに関する情報提供の充実.....	11
①地域子育て支援センターの充実.....	12

②つどいの広場の開設	12
③電話相談窓口の充実	12
(2) 保育サービスや質の向上	12
①延長保育の充実	13
②一時保育の充実	13
③低年齢児保育の充実	13
④保育施設の充実	13
⑤就労・生活環境に応じた保育環境の充実	13
⑥地域に開かれた保育所づくり	13
(3) 放課後児童対策の充実	14
①放課後児童育成事業の充実	14
②全児童を対象とした施策の充実	14
(4) 障がい児、発育に心配のある児童への支援体制の充実	14
①早期療育の場の整備	14
②障がい児保育・教育の充実とノーマライゼーションの推進	15
③障がい児（者）福祉サービスの充実	15
④障がいのある子どもたちとその家族への支援	15
(5) 安心して働く事ができる雇用環境の整備	15
①雇用者への啓発	15
②再就職支援	16
(6) 経済的負担の軽減	16
①各種手当の充実	16
②保育料設定の見直し	16
4-3 安心して子どもを育てられる地域づくり	16
(1) 子育て交流の促進	16
①子育て自主グループの支援	17
②子育てサロンの場の提供	17
③子育て講座等を通じた交流支援	17
④枝幸町青少年育成ネットワーク	17
(2) 地域における子育て環境の強化	18
①地域コミュニティ活動の促進	18
②世代間交流の推進	18
③民生委員・児童委員との連携強化	18
④子育てボランティアの育成・人材発掘	18
⑤保育ママ情報提供システムの検討	19

⑥犯罪や非行から子どもを守るために	19
(3) 母親の地域活動への参加の促進	19
●現状と課題	19
①男女共同参画の普及促進	19
②女性が参加するまちづくりの推進	19
③生涯学習の充実	20
④男女平等教育の推進	20
4-4 親と子の健康づくり ～母子保健計画～	20
(1) 心おだやかに妊娠・出産ができるための支援	20
●現状と課題	20
①母子健康手帳の交付	21
②妊産婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止事業	21
③母親学級	21
④妊婦訪問・相談	22
⑤出産交通費助成	22
⑥不妊治療費助成事業	22
(2) 乳幼児の健やかな成長支援	23
●現状と課題	23
①乳幼児健康診査・健康相談	23
②歯科保健	23
③食育の推進・充実	24
④産婦訪問・新生児訪問	24
⑤家庭訪問の充実	24
⑥相談窓口の充実	25
⑦虐待予防対策の充実	25
⑧予防接種の推進	25
(3) 思春期保健の充実	26
●現状と課題	26
①思春期からの健康づくり対策	26
(4) 医療の充実に向けて	27
●現状と課題	27
①小児科医療の充実	27
4-5 のびのび子育てできる環境づくり	27
(1) 人・自然・文化にふれあう子育て環境の整備	27
①遊びと学び場の整備	27

②身近な公園の充実	28
③えさしの産業や自然環境とのふれあい促進	28
④人とのふれあいの推進 ～多世代交流の推進～	28
⑤異年齢の仲間づくり ～子ども会活動～	28
⑥心と体の健康づくり ～スポーツ少年団～	28
(2) のびのびと育む教育の推進	29
①幼児教育の充実	29
②心の教育・福祉教育の推進	29
③不登校等への対応	29
④地域に開かれた学校づくりの推進	30
⑤図書館と読み聞かせの充実	30
⑥登校・下校時の見守り体制づくり	30
⑦子ども110番の家の登録の推進	30
⑧子育て応援成事業	30
(3) 住環境・交通環境の充実	30
①公共施設の環境整備	31
②道路整備・交通安全対策	31
③除雪・排雪体制の強化	31
④子どもに配慮した防災対策の推進	31
⑤良質な公営住宅の供給	31
5. 数値目標	33

1 計画の作成にあたって

1-1 後期計画の趣旨

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され国、地方公共団体が行動計画を策定する責務が示されました。

本町に関しても合併以前の旧枝幸町、旧歌登町で次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努め、両町の事務及び事業に関して、5年間で1期として行動計画を策定することが義務付けられることになり、平成17年3月に前期行動計画を策定し、平成18年3月には、両町が合併し、両地区の行動計画とし、この計画に基づき事務及び事業を推進してきました。

このたび、児童福祉法等の一部を改正する法律により次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部が改正され、後期の行動計画策定指針が制定されました。

この後期行動計画策定指針に基づき、各種施策の動向等踏まえて、子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策を推進することを目的に策定しています。

1-2 後期計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく行動計画として、前期計画と同じく、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を目指すもので、児童福祉、母子保健、医療など関連する分野で、子どもと子育て家庭を支援するために策定されています。

1-3 後期計画の期間

計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

◆計画期間

平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
前期計画期間 (平成17年度から平成21年度)									
				見直し	後期計画期間 (平成22年度から平成26年度)				

2 枝幸町の概況

2-1 立地・地勢

本町は、宗谷支庁管内の最南部に位置し、札幌市から約300km、旭川市から約180kmの距離にあります。

南北約5.4km、東西約4.3km、総面積1,115.6km²で東側に約5.8kmにわたってオホーツク海に面しています。地形は、標高1,129mの函岳を最高峰として全体に急峻であり、町面積の81%を山林が占めていますが、オホーツク海沿岸の中南部と北見幌別川や徳志別川の中流域に平野や盆地が広がり、酪農地帯を形成しています。

市街地は、オホーツク海沿岸北部に枝幸市街地が、その約1.7km内陸側に歌登市街地があるほか、オホーツク海岸沿いに北端の目梨泊から南端の音標まで8つの集落があります。また、内陸部に歌登志美宇丹、歌登本幌別、歌登中央等の農村集落があるほか、平野部や盆地帯を中心に農家が点在しています。

気象は、オホーツク海側気候区に属し、平成17年の枝幸市街地の年平均気温は6.4℃、年間降水量は1,003mm、歌登市街地ではそれぞれ5.2℃、1,236mmとなっています。夏は30℃を超えることもありますがオホーツク海高気圧の影響でおおむね涼しく、冬は沿岸部で氷点下20℃、内陸部では氷点下30℃を下回ることも珍しくありません。

積雪深は、沿岸部から内陸平野部では1m弱～2mで、山間部では3～4mに達します。

2-2 人口構造

国勢調査による枝幸町の人口は、平成17年で9,815人（旧枝幸町、旧歌登町の合計。以下同じ）で、世帯数は4,021世帯、1世帯あたり人口は2.44人となっています。

また、平成17年における年齢別人口構成は、年少人口割合が14.0%、生産年齢人口割合¹が60.9%、高齢者人口割合が25.1%となっており、人口減少と少子高齢化の傾向が続いています。

2-3 出生及び児童人口の推移

(1) 枝幸町の総人口と児童人口の推移

- 枝幸町の総人口は緩やかながら、減少傾向にあり、児童人口（0歳～17歳人口）も減少傾向にある。
- 総人口に占める児童人口の割合を見ると、減少傾向にあり、平成15年に比較すると1.8ポイント減少となっている。

¹生産年齢人口割合：生産年齢人口の人口に占める割合

表 総人口の推移（各年1月1日現在）

	平成15年	平成19年	平成20年	平成21年
枝幸町総人口	10,591人	9,816人	9,638人	9,453人
枝幸町総児童数	1,874人	1,625人	1,574人	1,501人
対総人口の比〈町〉	17.7%	16.6%	16.3%	15.91%

※枝幸町人口データより

（２）枝幸町の年齢3区分構成

○年齢3区分構成を、直近2回の国勢調査結果と比較すると、15歳未満及び15歳～64歳ともに、総人口における構成割合が減少し、65歳以上の構成割合が上昇しており、人口の伸び率を見ても、65歳以上人口の伸びが著しいことがわかる。

表 総人口及び年齢3区分の比較

	年齢区分	平成12年度〈人〉	割合(%)	平成17年度(人)	割合(%)
枝幸町	総人口	10,509	—	9,815	—
	15歳未満	1,555	14.8	1,374	14.0
	15歳～64歳	6,642	63.2	5,977	60.9
	65歳以上	2,312	22.0	2,464	25.1
北海道	総人口	5,683,062	—	5,627,737	—
	15歳未満	792,352	13.94	719,057	12.78
	15歳～64歳	3,832,902	67.44	3,696,064	65.68
	65歳以上	1,031,552	18.15	1,205,692	21.42
全国	総人口	126,925,843	—	127,767,994	—
	15歳未満	18,472,499	14.55	17,521,234	13.71
	15歳～64歳	86,219,631	67.93	84,092,414	65.82
	65歳以上	22,005,152	17.34	25,672,005	20.09

（３）要保育人口及び待機児童

○平成21年度の申し込み件数は、過去4年をみても横並び状況にある。
○保育の定員数は、平成18年度以降、増加しておらず、入所等は常に100%を上回っている。

表 保育人口の推移と保育所入所状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
申込数(前年比)	188人 (—%)	191人 (101.6%)	185人 (96.8%)	185人 (100%)	190人 (102.7%)
定員	220人	150人	150人	150人	150人
入所数	188人	191人	185人	185人	190人
待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人
入所率	85%	127%	123%	123%	127%

※子育て推進課資料

※入所率 = (入所数) / (定員)

※待機児童 = (申込数) - (入所数)

2-4 出生の動向

(1) 枝幸町の出生数と合計特殊出生率²の推移

- 枝幸町の出生数は、平成10年以降平成12年に85人を記録以来、その後は平成13年に81人台であったが、平成14年から70人台を維持している。
- 枝幸町の合計特殊出生率は、全国値、北海道値を上回っている。

表 出生数の推移（各年1月1日現在）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
出生数	74人	77人	77人	74人

※「北海道の合計特殊出生率」より

表 合計特殊出生率の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
枝幸町	1.68人	1.68人	1.72人	1.65人
北海道	1.19人	1.15人	1.18人	1.19人
全国	1.29人	1.26人	1.32人	1.34人

※「北海道の合計特殊出生率」より

(2) 母親の年齢階級別出生数

- 出生数74人を女性の出産年齢別に分けると「25～29歳」と「30～34歳」とで70.2%を占めている。
- 近年では、35歳以降の出生数が微増傾向にある。

表 母親の年齢別階級別出生数（平成19年1月1日）

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	合計
人員	1人	8人	26人	26人	11人	2人	－人	74人
割合	1.4%	10.8%	35.1%	35.1%	14.9%	2.7%	－%	100%

※「北海道の合計特殊出生率」より

²合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む平均子供数をいう。

表 平成16年～平成19年 母親の年齢別階級別出生数

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
15～19歳	3	3.8	3	4.7	1	1.2	1	1.3
20～24歳	16	20.2	9	14.0	18	21.2	8	10.8
25～29歳	27	34.2	25	39.1	19	22.3	26	35.1
30～34歳	26	33.0	24	37.5	35	41.2	26	35.1
35～39歳	6	7.6	3	4.7	12	14.1	11	15.0
40～44歳	1	1.2	0	—	0	—	2	2.7
45～49歳	0	—	0	—	0	—	0	—
合計	79	100	64	100	85	100	74	100

2-5 子育て世帯の状況

(1) 世帯数、平均世帯人員

- 枝幸町の総世帯数は、緩やかに減少している。
- 一方、1世帯あたりの平均人員はここ数年4.3人となっています。

表 総世帯数と平均世帯人員の推移（各年1月1日現在）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総世帯数 (前年比)	4,187 世帯 () %	4,174 世帯 (99.7%)	4,131 世帯 (98.9%)	4,094 世帯 (99.1%)
平均世帯人員 (前年比)	4.2 人 (- %)	4.3 人 (102.3 %)	4.3 人 (100 %)	4.3 人 (100 %)

(2) 児童のいる世帯の構成

- 枝幸町の総世帯のうち、核家族世帯、三世帯世帯、それ以外の世帯に分類すると、6歳未満親族がいる一般世帯の中で核家族世帯及び三世帯世帯が占める割合は全国を上回っている。

表 世帯構成別の児童

		総世帯数 〈枝幸町〉	18歳未満 親族のいる 一般世帯数 (枝幸町)	6歳未満親族の いる一般世帯 (枝幸町) 世帯数(割合)	6才未満 親族のいる 一般世帯 (北海道)	6才未満親 族のいる 一般世帯 (全国)
核家族世帯		2,390世帯	713世帯	315世帯(77.3%)	(26.3%)	(76.7%)
三世帯世帯		86世帯	68世帯	24世帯(6.0%)	(0.4%)	(6.0%)
上記以外の世帯		1,533世帯	169世帯	68世帯(16.7%)	(73.3%)	(17.3%)
再掲	母子世帯	56世帯	54世帯	11世帯(0.27%)	(0.7%)	(4.3%)
	父子世帯	16世帯	15世帯	2世帯(0.05%)	(0.1%)	(0.3%)
合 計		4,009世帯	950世帯	407世帯(100%)	(100%)	(100%)

※平成17年国勢調査より

2-6 子育て期にあたる年齢層の就労状況

○15歳以上人口に対する、就労者の割合は、北海道、全国の値と比べやや低くなっている。
○女性の年齢別就業率は若い世代については北海道、全国と比べ低い、30歳以上では同様もしくは高くなっている。

表 男女別就業率

	女性就業率	男性就業率	全体就業率
枝幸町	49%	74.9%	62%
北海道	47.1%	77.6%	62.4%
全国	49.3%	79.4%	64.4%

※平成17年国勢調査より

※就業率・(就業者) / (15歳以上人口)

表 女性の年齢別就業率

	15~19 歳	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~49 歳	50歳~	合 計
就業者	30	103	194	226	194	247	254	965	2,213
構成比(町)	1.4	4.7	8.7	10.2	8.7	11.2	11.5	43.6	100
構成比(道)	2.3	9.0	10.1	10.3	9.7	10.6	10.9	37.1	100
構成比(国)	1.8	8.6	10.5	10.8	9.9	10.4	10.5	37.5	100

※平成17年国勢調査より

3 基本理念・基本方針

3-1 基本理念

次代を担う子どもが、豊かな愛情に包まれ、様々な夢を持ちすくすくと成長していくことは、親のみならず町民一人ひとりの願いであり喜びです。

子どもは、地域社会の一員であり社会的な存在です。その誕生や健やかな成長は社会全体で支援していく責任があります。「安心して産み、育て、子どもが幸せに成長できる地域づくり」を進めるため地域住民みんなで支援していくことが求められているといえます。

本計画の基本理念はこうしたことを踏まえ推進してまいります。

3-2 基本方針

1 子どもが担い手となるまちづくりを進めます

子どもは「児童の権利条約」の理念に示されるように「権利の主体」です。

すべての基本的人権が尊重されるとともに、地域のまちづくりの担い手として思いやり、支え合う心を養い高齢者支援をはじめとしたボランティア活動や各種地域活動への参加を推進します。

2 子育ての重要な役割は家庭にあることを基本とした、子育て支援を進めます

子育ては子どもを育てる過程において相互に育てていく、いわば「子育て」「親育て」といえます。子どもの人格形成だけでなく親の育ちの場として家庭は最も重要なところではあります。家庭における養育力や「つながり」の強化を図るため、地域子育て支援センター機能の充実をはじめ家庭教育の支援などを推進します。

3 安心して子どもを産み、育てられるような地域づくりを進めます

妊娠、出産期、乳幼児期、思春期などライフステージごとに保健サービスの提供が求められることから健康診査、相談指導などを適切に実施するとともに、福祉・保健・教育の分野それぞれが連携した取り組みや、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さを理解できる取り組みを推進します。

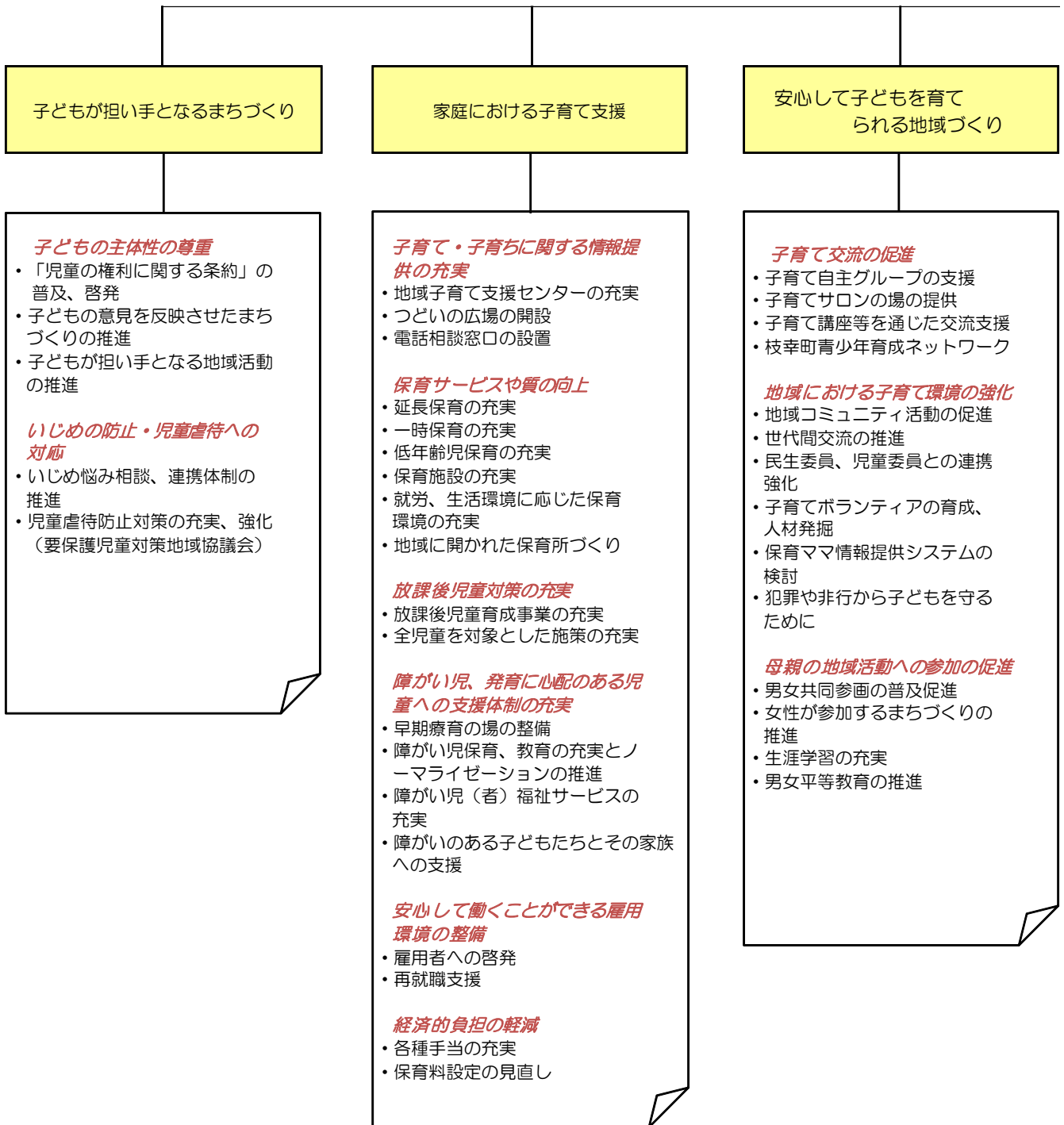
4 枝幸の豊かな自然を活かし、のびのび子育てできる環境づくりを進めます

枝幸がもたらす海や山の豊かな自然や季節を肌で感じ、恵まれた大地や川を愛する心、生き物に関心を持ち、豊かな心を育てる生活環境整備、子どもや親が安全、安心して遊べる公園等の環境の整備を推進します。

5 要保護児童への対応やきめ細かな取り組みを進めます

児童虐待の防止対策や母子家庭への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して充実した支援体制を整備するとともに、こうした状態に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる環境づくりを推進します。

3-3 基本の体系



親と子の健康づくり
(母子保健計画)

心おだやかに妊娠・出産ができるための支援

- 母子健康手帳の交付
- 妊産婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止事業
- 母親学級
- 妊婦訪問
- 出産交通費助成
- 不妊治療費助成事業

乳幼児の健やかな成長支援

- 乳幼児健康診査、健康相談
- 歯科保健
- 食育の推進
- 産婦訪問、新生児訪問
- 家庭訪問の充実
- 相談窓口の充実
- 虐待予防対策充実
- 予防接種の推進

思春期保健の充実

- 思春期からの健康づくり対策

医療の充実に向けて

- 小児科医療の充実

のびのび子育てできる
環境づくり

人・自然・文化にふれあう子育て環境の整備

- 遊びと学び場の整備
- 身近な公園の充実
- えさしの産業や自然環境とのふれあい促進
- 人とのふれあいの促進
～多世代交流の推進～
- 異年齢の仲間づくり
～子ども会活動～
- 心と体の健康づくり
～スポーツ少年団～

のびのびと育む教育の推進

- 幼児教育の充実
- 心の教育、福祉教育の推進
- 不登校等への対応
- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 図書館と読み聞かせの充実
- 登校、下校時の見守り体制づくり
- 子ども110番の家の登録の推進
- 子育て応援助成事業

住環境・交通環境の充実

- 公共施設的环境整備
- 道路整備、交通安全対策
- 除雪、排雪体制の強化
- 子どもに配慮した防災対策の推進
- 良質な公営住宅の供給

4 計画の具体的展開

4-1 子どもが担い手となるまちづくり

(1) 子どもの主体性の尊重

●現状と課題

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満を「児童」と定義し18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、国連総会で採択されたものです。日本でも1994年に批准を行いました。この条約では、子どもに、主体性を持たせ、社会に能動的・積極的に参加することがうたわれています。

それは、子どもに影響を及ぼす、すべての事項について意見を表明する権利を保障することに強く現れています。子どもが自らの意志を表明し、社会に積極的に関与していく経験を積むことにより社会性を身につけ、自立をしていくうえで、大きな役割を果たします。将来の枝幸町を支える子どもたちの意見を反映させながら、様々な施策を推進していく必要があります。

①「児童の権利に関する条約」の普及・啓発

「児童の権利に関する条約」の趣旨、内容を普及するため、広報等への掲載や啓発チラシの作成等の取り組みを行っていきます。

②子どもの意見を反映させたまちづくりの推進

将来のまちづくりに向けて、小中学生・高校生との意見交換ができる場を考えて行きます。

また、イベントなどの企画や準備の段階から子どもが関わっていける仕組みづくりや、自主的な企画によるイベントの検討等、子どもの意見を反映させることに努めます。

③子どもが担い手となる地域活動の推進

「子ども会」や「スポーツ少年団」等の子どもが主体となる地域活動や、地域の清掃活動、ひとり暮らし高齢者や高齢者施設への訪問等、地域の支え合い活動への参加を積極的に呼びかけていきます。

(2) いじめの防止・児童虐待への対応

●現状と課題

全国的に児童虐待で死亡する子どもが増えてきている中で、枝幸町でも過去に虐

待と疑われる事例もあり、また、虐待の認知件数に報告されていないものの、保育士や保健師等の専門職が家庭と接しながら支援を行っている例もあります。

虐待には、身体的暴行、性的暴力、養育の拒否や放置、心理的虐待が挙げられます。

乳幼児は人格形成の初期にあたることから、これらの権利侵害行為により、子ども、特に乳幼児の受けるダメージは図り知れません。このため、早期発見・早期対応に努めることが課題となっています。また、これらの行為を未然に防ぐことができるよう予防体制を充実するとともに、事後対策を慎重に行う必要があります。

①いじめ悩み相談・連携体制の推進

学校、放課後児童クラブ（学童保育所）子ども会館等、子どもが利用する機関で見守りを強化するとともに、日頃から学校と家庭との連絡を深め、対応の強化を図ります。

②児童虐待防止対策の充実・強化（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童対策地域協議会の開催はもとより、関係機関等担当者会議の開催を継続していきます。また、隣近所で日常的に行われている場合には、比較的早期の発見につながることから、子育て支援センターを中心に子育てに対する悩みや不安を気軽に話し合える仲間づくり等、子育てを通じた地域づくりを、町民と協働で進めるとともに虐待発見者の通報義務について町民に周知し、早期発見に努めます。

虐待が疑われる場合には、児童相談所（旭川児童相談所稚内分室）、児童委員、警察等の関係機関と連携をとり、子どもの保護や家族の養育態度の改善を図るよう努めます。

4-2 家庭における子育て支援

（1）子育て・子育てに関する情報提供の充実

●現状と課題

少子化の一層の進行や女性の社会進出により、子どもをとりまく環境は大きく変化しています。平成19年の枝幸町の合計特殊出生率は1.65、北海道は1.19、全国は1.34平均よりも高いものの、出生率（人口千人当たりの出生数）は、低い状況にあり、本町においても少子化は確実に進行しています。一方、一昔前は、祖父母、子、孫の3世代で暮らしていたのが当たり前の生活でしたが、本町においても核家族化が確実に進行しており、母親の育児経験不足や育児の場面にふれる機会が減少しており、育児不安や育児ストレスも増えているのが現状です。

また、働く女性の数は、全国、全道なみに推移してきていることから、女性の社会進出が進み、社会や家庭での役割も変化しており、男性も家事や育児に参加

し、ともに子育てをしていくことが求められています。

①地域子育て支援センターの充実

歌登地域子育て支援センターは、これまで同様、事業の継続をしていきます。

枝幸地域子育て支援センターは、子育てに係わる専門職や各関係機関等と連携しながら、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、交流の促進を行い、子育てについての相談、子育て関連の情報提供、助言その他の援助や子育てサークル、子育てボランティアの育成を行っていきます。

さらに、地域で気軽に子育てについて相談できるように、高齢者等、子育ての大先輩や先輩ママ・パパと交流が図れる地域づくりを進めていきます。

②つどいの広場の開設

平成22年度からは「つくしんぼ広場」を枝幸地域子育て支援センターに移行して活動を行います。

「遊びの広場」は、歌登地域子育て支援センターで今後も継続していきます。

両地区の支援センターで、親と子が気軽に参加し交流し合える場を提供し、育児相談などを実施します。

③電話相談窓口の充実

平成22年度からは、両地区の子育て支援センターが総合窓口となって、電話相談を継続するとともに個人情報の特定制しにくい電子メールでの相談や支援センター利用時に声をかけ気軽に相談できる環境づくりをしていきます。

また、各種相談を記録し各担当者間で共有するとともに、必要に応じて、Q&Aとしてまとめていきます。

(2) 保育サービスや質の向上

●現状と課題

経済情勢が上向きにならないなど、共働きや女性の就労の増大に伴い、子どもを育てながら安心して働くことができるよう「子どもの最善の利益」を大切にしながら「保育課程の作成」「食育指導」「小学校との連携」などと枝幸町の状況、ニーズを考慮しながら、きめ細かな保育サービスや質の向上を目指します。

また、歌登地区においては、へき地保育所の特性を活かした保育の充実を図ってまいります。

①延長保育の充実

保育所の人員配置を検討しながら、延長保育を実施して、保育料の見直しを検討します。（延長分は保護者の負担）

保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるように努めます。また、保育の充実、保育士の質の向上に努めます。

②一時保育の充実

平成22年度から枝幸地域子育て支援センターが開設され、両地区に設置されます。料金体系など実施に向けて検討します。

③低年齢児保育の充実

枝幸保育所は、今後の増加に対応した保育士の育成を図りながら、適正な人員配置を検討します。

音標保育所、歌登保育所は、保護者のニーズに対応できるように施設の整備と人員配置を検討します。

④保育施設の充実

未満児用の園庭の整備等を通じて年齢に応じた安全で良好な環境づくりを目指します。

⑤就労・生活環境に応じた保育環境の充実

継続して、保護者の生活環境・就労形態に応じた、保育環境の充実を図ります。

⑥地域に開かれた保育所づくり

今後は、子育て支援センターを通じ、子どもに関する情報の提供や広報等を通じて紹介し、地域との交流や世代間交流を積極的に進めていきます。

子育て支援センターとの連携により、園庭の開放を行います。

(3) 放課後児童対策の充実

●現状と課題

本町では、核家族化の進行、保護者の共稼ぎ世帯の増加により、日中、家庭が留守となる小学校低学年の児童に対して、枝幸・歌登学童保育所を設置しています。

枝幸学童保育所は、その業務の一部を「枝幸町学童保育所父母の会」に委託し運営しています。

①放課後児童育成事業の充実

学童保育の活動紹介を行うとともに、各種プログラムの充実や施設・設備の充実に努めていきます。

②全児童を対象とした施策の充実

市街地以外に居住している学童に対しては、学校開放の場でボランティアの見守り活動による対策等を検討していきます。

(4) 障がい児、発育に心配のある児童への支援体制の充実

●現状と課題

本町では、新生児訪問、乳幼児検診、健康相談の場で、障がいの早期発見に努めるとともに、必要な場合は、療育、障がい児保育、教育、福祉サービスの提供等、障がい児への各種支援に努めています。

児童の自立支援のために、各種制度、環境の整備、地域の支え合い活動の充実が求められています。また、育児を行っている障がい者に対して、各種支援の強化を図り、育児を支援していくことが必要です。

①早期療育の場の整備

通園センターの発足当時に比べ支援を必要とする児童が増加しています。

この様な中で、専門の保育士による支援を継続するため、職員の研修はもとより職員の人員不足を解消することが必要です。

支援費制度の導入等、社会福祉をとりまく環境が大きく変化している中で、利用者の声を反映させながら、療育の場の充実を図っていきます。

②障がい児保育・教育の充実とノーマライゼーション³の推進

障がい児保育を取り入れることは、心身の障がいの有無に関わらず、ともに保育を受けることが児童の発達を促すとともに、ノーマライゼーションの実現に向け、保育所、幼稚園、小中学校では、今後も継続して充実した保育・教育を進めます。

③障がい児（者）福祉サービスの充実

日常生活用具や補装具の給付、デイサービス、障がい児保育事業、ホームヘルプサービス、短期入所事業、巡回児童相談や特別児童扶養手当等の各種経済的支援制度を周知し、すべての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障がい児（者）の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児（者）や、その家族を温かく見守る環境づくりを進めていきます。

④障がいのある子どもたちとその家族への支援

保護者の不安を軽減、解消するための相談や適切な情報を提供します。

（５）安心して働く事ができる雇用環境の整備

●現状と課題

「男女雇用機会均等法」の施行から25年を超え、「育児、介護休業法」も11年を経過していますが、実質的な機会均等が確保されたとは言い難い状況が見られ、さらに深刻なことに不況による労働環境がますます厳しくなる中、仕事と育児、介護の両立の難しさ等から就業継続を希望しながら離職を余技なくされ、いったん退職すると正社員としての再就職、再就業が難しい状況も見られます。

本町においては、加工業をはじめとして、女性のパート労働者も多い中で、子どもの病気等で職場を休むことは難しい状況です。

①雇用者への啓発

働きながら子育てしやすい職場環境づくりに向け事業主等に対して、多様な勤務形態の導入などを働きかけます。

³ ノーマライゼーション: 障がい者や高齢者等、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示します。

②再就職支援

関連機関や団体等と連携し、就労に関する情報収集・提供や就労支援に関する相談を通して、再就職を含めた支援に取り組みます。

(6) 経済的負担の軽減

●現状と課題

本町では、国や道の制度に基づき、児童手当、乳幼児医療費助成等を実施するとともに独自の施策として、出産交通費助成といった経済的負担の軽減を図る子育て支援を実施していますが、さらなる充実が求められています。

①各種手当の充実

児童手当、乳幼児医療者助成等、諸制度について広報等を活用し周知を図るとともに、制度の改善を国や道に要望する等、可能な限り経済的負担に努めます。

②保育料設定の見直し

町の保育料は、児童の年齢及び所得等に応じて設定していますが、保育運営経費は、年々増加している状況となっています。現在の保育料を引き下げることが、行財政上厳しい状況にあります。

今後、保育環境の充実を図るとともに、保育サービスに応じた保育料負担のあり方を含め見直しに努めていきます。

4-3 安心して子どもを育てられる地域づくり

(1) 子育て交流の促進

●現状と課題

地域の将来の担い手である子どもの健全育成は、子育て中の家庭だけではなく地域社会全体の課題です。

子どもが健やかに成長していくためには、保護者とは異なる多様な考え方や価値観に触れる機会が必要です。

しかしながら、地縁関係の希薄化などに伴い、他人の子どもの行動に関心を寄せる保護者が少なくなり、地域社会で、子どもを支え育む意識が乏しくなっています。

また、地域のつながりは、子どもが安心して暮らすことができる地域社会を実現する上で大きな力となります。

安心な地域は、子育て中の保護者の切なる願いです。
周囲に顔の見える大人が存在することは、子どもに大きな安心感を与えます。
防犯上の視点からも、より良い地縁関係の構築が求められます。

①子育て自主グループの支援

「つくしんぼ広場」においては、自主的な運営を促し、子どもの成長段階に合わせて保護者自らが地域での活動が展開できるよう、内容の工夫や支援を図ります。

また、家庭教育や子育てに関する学校活動を自主的に行っているグループで子育て支援センターと協力して講座の企画・運営等を行っていただけるグループを募集し、そのグループの学習活動を支援していきます。

②子育てサロンの場の提供

幼稚園や保育所に通っていない、おおむね3歳までのお子さんの育児・健康に関する相談や情報の提供を行ったり、気軽に集まって話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりができるよう場の提供を図ります。

③子育て講座等を通じた交流支援

子育て支援センターが中心となり、「子育て講座」や「ちびっこフェスティバル」等を開催し、保護者同士の相互交流を図ります。

④枝幸町青少年育成ネットワーク

地域の大人の青少年育成に対する自覚と青少年の参加意識を高めることや広報啓発を行うとともに、参加しやすい環境づくりに努める必要があります。また、活動内容を魅力あるものとしたり、地域への愛着がもてて、親子・異年齢間の交流による活動など、自立性、自立心、判断力、情操などを育む活動の場や機会を充実する必要があります。

また、連携した取組を推進するためには、家庭、学校、地域社会の携がりが必要です。

このためには、各関係機関団体がネットワークを図り組織的・継続的に推進していきます。

・「声掛け」や「あいさつ」の啓発のあり方の検討

学校や社会教育関係団体などと連携し、毎年一定の時期を定め実施する「あいさつ運動」など、「声掛け」や「あいさつ」の効果的な啓発のあり方について検討します。

(2) 地域における子育て環境の強化

●現状と課題

従来の子育て支援は、現に子どもを育てている家庭に対する支援に軸を置き、これから父親・母親となる人々に子育ての喜びや楽しさを伝える視点が不十分な面がありました。

子育てには様々な苦勞が伴いますが、それによって得られる喜びは大きなものです。

経済的な負担や自由な時間の喪失など、ややもすれば子育てに係る否定的な側面が強調されがちな中、中高校生を含め次世代の親となる方々に、子育ての肯定的な側面を積極的に伝えていくことは極めて重要であると考えられます。

子どもを育てることの楽しさや、親としての成長の喜びを広く伝える取り組みや子育て環境の強化を進めていきます。

①地域コミュニティ活動の促進

枝幸町の庁内関係各課・公所及び関係団体との連絡・提携に基づき、町内会との連携による地域コミュニティ活性化に必要な取組を促進していきます。

②世代間交流の推進

あらゆる世代が関わることによって地域課題に向かい、また地域教育力を再活性化するには継続した活動をし、特に若い世代においては、世代間交流活動をとおして、自発性や自己表現力、さらに、コミュニケーション能力などを身に付けることが重要です。これからは少子化、核家族化、自由時間の減少などの諸問題が背景となり、阻害される現状にありますが、家族・地域の教育力の低下を補っていくことにより世代間交流を促進します。

③民生委員・児童委員との連携強化

地域の身近な相談窓口であり、悩みをもつ人と専門機関等をつなぐ役割を担っている民生委員児童委員の活動について積極的に啓発普及を行うとともに、身近な相談相手として活用してもらえよう活動の支援に努めます。

④子育てボランティアの育成・人材発掘

子育て支援するサークルやボランティア等の活動団体の状況を把握するとともに、活動団体同士の情報共有や交流、連携を図るネットワークづくりに努め、地域における子育て支援活動の活性化を図ります。

⑤保育ママ情報提供システムの検討

町内でこどもを気軽に預けられる保育ママや託児ボランティア等の情報を、保護者へ提供できるシステムを検討していきます。

⑥犯罪や非行から子どもを守るために

枝幸町PTA連合会、枝幸町地域安全協会、枝幸警察署と連携して、地域において防犯運動を実施、さらに「子ども110番の家」運動を推進し、子どもたちの緊急時の避難場所の確保に努めます。

(3) 母親の地域活動への参加の促進

●現状と課題

経済社会の進展する中で、人々は多様な価値観や生活様式で生活を享受できるようになりましたが、子育て家庭は従来の地縁、血縁による子育てのサポートが受けられず、様々な肉体的、精神的負担感を募らせています。

特に乳幼児を抱える家庭は音楽会や演劇鑑賞等の文化活動や社会活動への参加等が困難となり、社会からの隔離感や孤独感を深めるとともに、それが要因となって育児への精神的負担感を高めています。

また、この負担感は、保育所等による育児支援を受けている共働き家庭よりも、むしろ専業主婦層の方が大きいと言われてしています。

そこで、子育て中の親が社会参加できる環境を積極的に整備することにより、社会との隔離感、孤立感を軽減し、子育ての喜びを享受できる環境づくりを進める必要があります。

①男女共同参画の普及促進

男女の固定的な役割分担意識を解消するため、家庭教育、学校教育、生涯学習において男女平等教育の推進を図ります。

②女性が参加するまちづくりの推進

女性も男性も「女だから男だから」ということで活動の場を制限されることなく、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮することのできるまちづくりを進めます。

③生涯学習の充実

子どもの発達段階に応じた、家庭教育に関する学習機会の提供に努めることや、母子保健の機会など多くの保護者が集まる機会、PTAの会合等、参加対象の実情に合わせた柔軟な開催日、時間帯の設定や託児サービスを実施するなど、参加者のライフスタイルに応じた、参加しやすい子育て学習機会の設定に努めます。

④男女平等教育の推進

幼児期から家庭教育をはじめとして、保育所、幼稚園、学校教育の場、男女が共同して家事、育児を行う大切さを啓発します。

4-4 親と子の健康づくり ～母子保健計画～

平成9年より母子保健事業が道から町へ移管されたのを受け、本町では『枝幸町母子保健計画』を策定し、「自然に恵まれた枝幸町で、お母さんと子どもがたくましく、すこやかに生活できる」を目標に、妊娠期から出産、乳幼児期の健康づくりの支援を図ってきました。

平成17年3月に『枝幸町次世代育成支援行動計画』が策定された際も、上記の目標を新たに見据え、母子保健計画を内容に盛り込み取り組んできました。今後も子どもの幸せ・子育てを安心してできる地域づくりを目指す町の取り組みに、母子保健の視点から取り組んでいきます。

(1) 心おだやかに妊娠・出産ができるための支援

●現状と課題

本町においては、出産する施設が整っていないため、妊娠すると名寄市をはじめとした町外の病院を受診する方が多く、診療場面でゆっくりと話を聞いてもらえる時間が取りにくい状況や妊婦同士の情報交換が少ない状況にあります。

特に町外から嫁ぎ、転入してはじめての出産を迎える妊婦にとっては不安は少なくありません。

妊娠中の母体には、胎児の発育が進むに応じて、いろいろな変化が起こってきます。

また、妊娠の兆候が母体に現れない妊娠1カ月頃の妊娠初期においては、喫煙、飲酒、薬物等が胎児の成長や出生後の成長にまで大きな影響を与えることもあります。

こういった情報は、メディアやインターネットを通じて広く知られるようになってきましたが、なかなか適切な行動がとれないことも多いです。

また、妊娠してから、初めて家庭を築く男女も増えており、妊娠初期から、健や

かな胎児の成長のための行動がとれるためには、新たな家庭を築き始めた男女だけでなく、妊娠の可能性のある若年層にも正しい知識を伝えていくことが重要と考えます。

妊娠後の母親に対しては、日常生活の栄養・環境などを工夫し、妊娠中を健康に過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、心身両面からの支援が求められます。

①母子健康手帳の交付

～母子健康手帳を受けとることで、新しい生命の芽生えを感じ、
母と子どもがともに元気に出産まで過ごすために～

母子健康手帳は、母親と子どもの健康を守るために作られており、妊娠の届出を受けて交付しています。手帳の交付時には、保健師が様々な相談に応じ、安心して出産、育児ができるようアドバイスを行なっています。

妊婦自ら妊娠中の健康状態に配慮できるためにも早い時期の届出が望まれます。

また、母親学級への勧奨と、妊娠中より母体の負担が高いハイリスク妊婦への相談支援も充実させていきます。

②妊産婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止事業

～妊娠中の健康診断を積極的に受け、
異常の早期発見や必要な健康行動をとるために～

妊娠期間中は胎児の成長とともに妊婦の体にも変化がみられます。

しかし、近年、経済的な事情等で必要な妊婦健診を受けずに飛び込みで出産となるケースが社会問題となっています。枝幸町でも、平成21年度から国の基準に即応し、妊婦健診受診券の拡充に努め、現在妊婦健診14回（エコー検査6回）の受診券を発行し、定期的な受診を促しています。従来は対応できていなかった道外で里帰り出産される方にも、同様のサービスが受けられるよう整備しました。

健康診査では母体及び胎児の健康状態を確認し異常の早期発見に努めていきます。

③母親学級

～妊娠・出産・育児に対する悩みや不安を和らげ、母となるために～

母親学級は妊娠・出産を安心して過ごせるように、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる保健講座と妊婦同士での情報交換や友達づくりの場になるような交流を大切にしたプログラムで、年2回3日間を1クールとする学級形式で開催しています。

育児のパートナーでもある父親に妊婦体験や沐浴練習をしてもらう等、父親参加の学級も併せて開催しています。また、妊娠期間から、子どもとのふれあいを目的としたブックスタートについての取り組みをボランティアから聞く機会を設け、育児のイメージをいただく内容も取り入れています。

初妊婦の全員出席を目指し、今後も参加の呼びかけに努め、働く妊婦や父親も参加しやすい休日にも開催していきます。

④妊婦訪問・相談

母子健康手帳交付時や妊婦健診の受診状況等から、妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)などのリスクのある妊婦に対し、保健師や栄養士の訪問等による支援を行っています。

また、経済的基盤の確立していない未入籍による妊娠や若年妊娠など妊娠、出産だけにとどまらず、産後うつ、虐待などのリスクの高い妊婦にも妊娠中から、関係機関との連携により支援を行っています。

今後もハイリスク妊婦の把握に努め、訪問等による支援を進めていきます。

⑤出産交通費助成

母子健康センターの廃止に伴い、町外への受診、出産による妊産婦の負担の軽減を図るために、平成10年4月1日より交通に要した費用の一部として、30,000円を助成しています。

申請後は、妊娠3週から出生後2週間内となっていますが、妊娠が用紙を取り来なくてもすむように母子健康手帳発行時に申請用紙を全員に渡し、申請漏れがないよう支援していきます。

里帰り出産などの特別な事情があり、申請手続きが困難な場合は事前に相談に応じ、今後も全員の利用を目指していきます。

⑥不妊治療費助成事業

現在、子どもを望んでいる夫婦の10組に1組は不妊と言われていています。体外受精や顕微受精により子どもを授かることが可能であっても、治療費が高額であるために、あきらめてしまう場合もあります。北海道では、こういった不妊治療に要する費用の一部を助成する「北海道特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

当町においても、妊娠届出時にこういった治療を受けていた方がおり、今後も必要な夫婦が出てくると思われます。

望まれる治療が可能のように、この事業を周知し必要時、宗谷総合振興局につなげていきます。

(2) 乳幼児の健やかな成長支援

●現状と課題

子どもの頃から正しい生活習慣を身につけ、健康に成長することが高齢者になった時でも、いつまでも元気で過ごすためのもととなります。中高齢の特定健診においては、8割以上の方が、肥満、高脂血症、高血糖、高血圧等注意もしくは治療が必要とされています。これら両親や祖父母の生活習慣病は、子どもたちの生活に大きく影響し、小児生活習慣病等の要因ともなっています。子どもの健康を守ることは、一緒に生活する大人の生活習慣を改善することでもあります。

また、近年増加している乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険因子はタバコ、うつぶせ寝、栄養（ミルク）に問題があるという報告もされています。

こうしたことから、心身ともに不安定な時期にある乳幼児期は、十分な健康管理が特に重要な時期と言えます。

①乳幼児健康診査・健康相談

～一人ひとりの子どもにそった発育、発達ができるために～

乳幼児の成長を保護者が確かめて、安心して育児ができるよう、母子保健法で定められている、3～4か月児、6～7か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の他に1歳児、2歳児には健康相談も実施しています。健診の受診率はほぼ100%を維持していますが、母親の就労等により、決まった日に受診ができない方もいます。また、虐待予防の目的から、健診未受診者には、何らかの方法で支援が必要と考えます。

健診の受けやすい形を常に見直しながら、未受診者には別な日程に必要な発達の確認が行えるよう個別に支援していきます。

②歯科保健

～虫歯に対する知識をもち、虫歯予防の実践をするために～

乳幼児は、乳歯が生えはじめ、乳歯列が完成する大切な時期です。この時期の歯と口の健康は食生活習慣、咀嚼、発音等との関係が深く、永久歯へも大きな影響を与えていると言われています。また、生えたての乳歯はエナメル質が弱く、虫歯になりやすい特徴があり、早い時期からの虫歯予防が大切になります。

妊娠期から、母親学級で歯科衛生士から虫歯予防についての講話を行ってもらい、虫歯予防についての意識を高めています。

6～7ヶ月健診では、歯の萌出を確認し、はえ始め期の虫歯予防について伝え、1歳児では具体的な、はじめてのブラッシング指導を歯科衛生士が行っています。また、歯の生えている状況に応じ、必要な時期に初めての歯科健診を予約し、定期的な歯科健診の受診とフッ化物塗布を勧めています。3歳児健診では、生えそろった乳歯の虫歯予防だけでなく、のちに生えてくる永久歯の虫歯予防にも関心を持つ

てもらえるよう資料を作成し、配布しています。

また、学童期には、永久歯の虫歯対策に自分で取り組めるよう、教育委員会や小中学校と協力し、歯科衛生士によるブラッシング教室を実施しています。

今後も、子どもの年齢に応じた虫歯予防対策を歯科衛生士や関係機関と協力しながら実施し、大人になっても虫歯予防に取り組めるよう支援していきます。

③食育の推進・充実

～身体づくりのもととなる「食」について理解し、
よい食生活を通して、健康づくりを行うために～

飽食の時代にあり、季節を問わず、何でも手に入る現代は、健康的な食生活を送ることはむしろ難しい状況にあると言えます。乳幼児健診においても、乳児期から必要のないおやつやジュースが与えられていることも珍しいことではなく、健康のためと思い、糖分の多いスポーツ飲料を多量に与えられているケースもあります。

乳幼児期からの正しい食習慣の定着は健康づくりにおいて最も重要であることから、食に関する取り組みを進めることはとても重要です。

現在、母親学級でも栄養士による講話を設けて、まずは父母の食習慣について考えてもらえるような支援を行っています。その後、3～4ヶ月健診や離乳職教室で、具体的な情報提供を行っています。

子育て支援センターや保育所、幼稚園、学校等と連携をとりながら、乳幼児期から、健康な子供の食習慣を支援できるよう栄養指導業務を充実させていきます。

④産婦訪問・新生児訪問

産後間もない時期は、母体の急激なホルモンの変化や、慣れない育児による疲労などから、産後うつなどを発症しやすい時期です。

また、新生児にとっては、新しい世界に対応するために、十分な愛情と保育を受けなければならない重要な時期とも言えます。

本町では、産後4週間以内の産婦と新生児の家庭訪問を実施し、産後うつのスクリーニングや必要な助言、支援を行っています。

子育て支援事業の「こんにちは赤ちゃん事業」も合わせて実施し、町内で受けられる子育て支援情報を提供しています。

今後も関係機関と協力しながら、産婦・新生児訪問を行っています。

⑤家庭訪問の充実

乳幼児健診や健康相談で訪問による支援が必要となった場合、担当保健師や栄養士が家庭訪問を行っています。

家庭訪問では、家庭での子どもの様子や家族との関わりについて、実際に見ながら、助言・指導を行っています。

最近では、産後うつのスクリーニング⁴を実施しはじめたことで、育児に不安を抱えている親が発見されたり、虐待予防の視点から支援が必要なケースも出てきています。保健師や栄養士による家庭訪問だけでは解決できず、関係機関との連携が必要な場合も多くあります。今後も関係機関との連携を図り、より、身近な地域での支援につなげていくよう努めます。

⑥相談窓口の充実

核家族化が進み、近くに気軽に育児について相談できる人がいない場合や同じような年齢の子どもを持つ親同士の交流がない人が増えています。いつでも気軽に相談できる場として、保健センターでは、来所や電話による健康相談を実施しています。

相談窓口となる保健センターでは、平日、保健師が常駐しており、いつでも利用できる体制を整えています。

また、地区のコミュニテイセンターにも出向いて、健康相談を行っています。

今後は、インターネットや携帯電話によるメールが普及した時代に合わせ、より相談しやすい支援方法を検討し、取り入れていきます。

⑦虐待予防対策の充実

子どもの虐待は、いのちにかかわる問題であると同時に子どもの心に深い傷を残し、その傷が癒されることは極めて困難であります。

町は、虐待防止の強化や子育ての援助活動を展開することで、虐待の未然防止に努める責務があります。

母子保健事業では、家庭訪問や各保健事業の場面において、虐待事例の発見を義務付けられています。

また、母子健康手帳の交付時から、虐待予防の視点を持ち支援を行っています。

虐待の可能性のあるケースを発見した場合はさることながら、リスクの高いケースを発見した際にも子育て推進課に相談し、対策をとっていきます。

⑧予防接種の推進

治療法が進歩した昨今においても、重篤な感染症はなくなることはなく、か

⁴ スクリーニング 様々な状況や条件の中から必要なものを選出すること

からないように予防することがとても大切です。

当町においては、3～4ヶ月健診で実施しているBCG予防接種と集団で接種することが望ましいとされるポリオ予防接種以外は、国保病院における個別接種の体制を整備しています。

個別接種により、接種率が低下しないよう、新生児訪問で予防接種について周知するとともに個別の接種状況をシステム管理し、各乳幼児健診や健康相談の場面等で接種の勧奨やスケジュールについての相談を行っています。

今後も、病院と連携しながら、必要な予防接種を必要な時期に接種できるよう支援していきます。

(3) 思春期保健の充実

●現状と課題

思春期には性に関する問題行動以外にも、過度のダイエット、夜更かし、喫煙、飲酒、薬物乱用等の問題行動が子どもたちの健康をむしばんでいると指摘されています。

思春期の子どもたちが、これらの健康被害について理解し適切な行動がとれるようにするためには、学校、家庭、地域が一体となって考え見守ることが重要です。

また、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みや、ストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要です。

特に思春期は身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期で、不登校、家庭内暴力、ストレスによる摂食障害など様々な心の問題がクローズアップされています。

①思春期からの健康づくり対策

毎年受け入れている職業体験実習で、希望があった時には、保健センターでも受け入れ、保健師が行っている母子保健事業(乳幼児健診など)の見学を行う機会があります。

また、健康まつりにおいては、枝幸高校の少年隊によるボランティアの派遣を受け、事業に協力してもらっています。

このように思春期に保健活動の現場を見たり体験したりすることは、健康であることの大切さや病気であっても自分らしく生きることの大切さを学ぶ良い機会となっています。

また、枝幸高校と枝幸中学に薬物乱用防止指導員の活動で、薬物乱用防止の啓発グッズの配布をお願いし、薬物乱用防止を通して、各校の先生方と連携をとっています。

今後もこうした活動を通し、学校や関係機関と協力しながら思春期からの健康づくりに努めていきます。

(4) 医療の充実に向けて

●現状と課題

「小児医療は、安心して子どもを産み育てるための基盤」となりますが、町内には出産施設が整っていないだけでなく、小児科医の常駐がない状態が続いています。

子どもの病気は、正確な診断や即自的な対応、そして注意深く経過を見る必要があることから、小児救急医療体制の流れを整備していく必要があります。

さらに、小児救急に関する知識の普及啓発に努める等、社会全体で小児救急を支える仕組みづくりを整える必要があります。

①小児科医療の充実

平成 16 年度より、枝幸町国保病院小児科は旭川医大からの週 3 日(月、木、金)の派遣、国保歌登病院では、非常勤医師による外来が開かれています。

周辺の名寄市立病院、道立紋別病院、稚内市立病院の小児科は旭川医大の小児科の関連病院であり、入院の必要な場合等必要時、連携を取りながら、診療にあたっていただいています。

今後も、全国的に小児科医の不足している状況において、可能な限り当町における小児科医療の必要性を訴え、整備していきたいと考えています。

また、保健センター開設時間内であれば、常時、電話相談に応じ、新生児訪問時には子どもの急病に関するリーフレットを渡し、北海道小児科救急電話相談等夜間や休日にも相談できる窓口を紹介していきます。

4-5 のびのび子育てできる環境づくり

(1) 人・自然・文化にふれあう子育て環境の整備

～ 地域における子育て環境 ～

完全学校週 5 日制のもと、ゆとりの中で、子どもたちに「生きる力」を育むことや「豊かな人間性」を見出すことが必要です。

美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性や正義感、公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理感、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異質なものへの「寛容等を身に着けるため、今後も親子による世代間交流や町内にある施設等の活用を図り、習得できるよう推進していきます。

①遊びと学び場の整備

子ども会館、歌登児童館、かもめアリーナ(屋内多目的グラウンド)、歌登屋内グラウンド、総合体育館、B & G 海洋センター、枝幸町立図書館、オホーツクミュー

ジウムえさし等、桧垣公園、子どもたちの遊び場や学びの場においては、遊びのプログラムや施設の充実を図ります。

②身近な公園の充実

公園を親と子のふれあいの場、子どもたちの良好な友達関係づくりの場、地域住民の憩いの場として、より良い利用ができるようさらなる維持管理の充実に努めます。

③えさしの産業や自然環境とのふれあい促進

地引き網や乳搾り等の体験を通して、枝幸の産業である漁業や酪農にふれられるよう体験学習の推進を図ります。

また、枝幸の豊かな自然とのふれあいを推進するため、自然を利用した昆虫採集、雪山を利用した雪遊びやスキー等を学校教育の場で積極的に活用していきます。

④人とのふれあいの推進 ～多世代交流の推進～

地域で安心して集い遊びを通じて子ども同士や世代間の交流できる場として、各地区の公会所等の有効活用を図ります。

また、地域で行われる行事や祭りへの子どもから高齢者までの積極的な参加を呼びかけ、地域住民との交流を促進します。

⑤異年齢の仲間づくり ～子ども会活動～

子ども会の会員数が少ない地区や子ども会がない地区における活動の活性化が図られるよう育成者の意識啓発に努めるとともに、ジュニアリーダー活動との各地区独自の事業展開を促進します。

また、町子ども会育成連絡協議会については親睦大会等の全町行事により、子どもの交流を進めるとともに、子どもの自主性を育む新規のイベントや活動が実施できるよう子ども会活動を促進します。

⑥心と体の健康づくり ～スポーツ少年団～

地域でスポーツを通じた子どもの育成が図られるよう、スポーツ少年団の活動支援及び運動能力の向上や社会性の形成等を目的にしたスポーツ振興による参加者の拡大に努めます。

また、スポーツ施設や学校のグラウンド、体育館の有効活用を推進するとともに、イベントや町全体の大会開催等による交流が促進できるよう、各スポーツ団体の連

絡調整に努めます。

(2) のびのびと育む教育の推進

本町では、就学前児童である4、5歳児のうち、半数弱が幼稚園に通園しています。

子どもが小学校に入学するまでの段階は、自我が芽生える時期にあたり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。

この時期の教育に大きな役割を果たしているのが、幼稚園です。

一方、学校教育においては、国の教育改革が平成14年に新学習指導要領が実施され、21世紀の教育のあり方として「ゆとり」と「生きる力」が重視される等、学校教育が大きく変わろうとしています。

これにより、総合的な学習の時間が導入され、問題解決学習・体験学習が重視されることとなったことや、完全学校週5日制が導入されたことにより、子ども達と地域との連携の強化が求められています。

①幼児教育の充実

幼稚園では、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう幼児期における教育を行うとともに、地域において様々な子育て支援活動を行う必要があることから、幼稚園、保育所と小学校の連携を図ります。

また、家族や地域に対して、各種行事への参加を呼びかけ連携内容が充実するよう努めてまいります。

②心の教育・福祉教育の推進

心の相談については、枝幸小・中学校に特別支援教育支援員がサポートします。特別支援教育は、気軽に悩みを相談でき、話すことでほっとできる、心のよりどころにし、必要としている児童生徒の自立支援をよりよい環境のもとで行えるよう改善していきます。

③不登校等への対応

不登校の児童・生徒にとっての魅力ある学校づくりが重要であります。

意欲をもって楽しく学習活動ができるよう工夫し、児童生徒にとって楽しい学校になるよう努力します。

また、問題発生した場合には直ちに子どもの安全確認とともに、事実関係の把握に努め、学校、家庭、関係機関と密接な連携をとり早期解決に努めてまいります。

④地域に開かれた学校づくりの推進

地域に開かれた学校づくりを推進するために、各小中学校に学校評議員制度を導入し、評議員から地域の状況についての情報提供や児童生徒の家庭環境の問題、生活指導上の相談活動などを通じ、地域と連携のとれた信頼される学校づくりを目指します。

また、評議員制度を導入されていない学校についても、取り組みを進めます

⑤図書館と読み聞かせの充実

子どもたちが、放課後や休日に気軽に町立図書館を訪れ、読書や自主学習ができるよう、子どもの年齢に合わせた図書や学習室の充実に努めます。

また、読み聞かせボランティアグループの育成、支援に努め、絵本の読み聞かせや民話がたりの機会を充実するとともに、保護者を対象とした読み聞かせを通じた親子のふれあいを推奨します。

⑥登校・下校時の見守り体制づくり

保育所・幼稚園や小学校児童の登校・下校時に、児童の安全を確保するため、地域住民の協力による見守り体制づくりを推進します。

⑦子ども110番の家の登録の推進

幼稚園や小学校児童の登校、下校時など子ども自身が危険を感じた場合に避難できる子ども110番の家について、地域住民の理解を図り、登録の推進に努めます。

⑧子育て応援成事業

子育てしやすい環境づくり、家庭生活を支援するために、町内での買い物に応じた特典サービスが受けられるよう、町内協賛店等が連携し、地域社会全体で子育てを応援します。

(3) 住環境・交通環境の充実

外出時に安全で利便性の高いまち、バリアフリー⁵やユニバーサルデザイン⁶の理

⁵ バリアフリー：高齢者や障害者が社会生活を営む上での障壁（バリア）をなくすこと。物理的障壁のみでなく、社会参加をする上での精神的にも障壁がないことを意図します。

⁶ ユニバーサルデザイン：製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。バリアフリーは現在ある障壁の除去をすることであるのに対し、ユニバーサルデザインは最初からできるだけ多くの人を使いやすいデザイン（構想、計画、設計）をするという概念。

念にもとづいたまちを築いていくことは、子どもや子育て期の親だけでなく、高齢者や障がい者を含めたすべての人にとって不可欠であることは言うまでもありません。

しかし、本町における公共施設や道路は段差がある等、設備上の配慮は十分とは言えず、今後とも環境の改善を促進していく必要があります。

また、子どもが生活しやすく子育てがしやすい住環境等、様々な生活環境に配慮された子どもや子育てにやさしいまちづくりが求められています。

①公共施設的环境整備

子どもが、安心して遊べる屋外の遊びを確保するため、公園、緑地や広場等の整備を務めるとともに、遊具の点検や修繕、住民の協働による維持管理の充実に努めます。

あわせて公園周辺の交通安全や防犯対策に取り組み、安全な広場づくりを進めます。

②道路整備・交通安全対策

道路交通環境については、他のインフラ事業と合わせた総合的な整備が望まれますが、日頃の社会生活の中で通園、通学などの際に事故の危険性の高い通学路における歩道や交通標識などの整備が必要です。

③除雪・排雪体制の強化

除雪・排雪体制の強化により、冬でも安心して生活できるまちづくりを進めます。

④子どもに配慮した防災対策の推進

学校・幼稚園・保育所等での防災訓練、防災教育の充実と避難・救助・情報提供等、各分野で子どもに配慮した防災対策に努めるとともに災害発生時などに正しい知識と理解に基づいて適切に対応できるようマニュアル等の普及・啓発を行います。

⑤良質な公営住宅の供給

若年層も含めた子育て世帯に対し、子育て拠点となる住宅の供給が安定して行えるよう町営住宅入居募集等の情報提供を充実されることが必要です。

子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができるように、住宅のユニバーサルデザイン化やシックハウスに関する情報提供の充実がもとめられています。

5. 数値目標

この計画を進めるため、子育て支援サービス等の目標値を設定し取り組みいたします。

事業名	H 2 1 年 度 実 施 事 業	H 2 6 年 度 目 標 値
①通常保育事業	定員数 240 人	定員数 240 人
②延長保育事業	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 一か所 定員数 20 人
③夜間保育事業	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 一か所 定員数 一人
④子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 一か所 定員数 一人
⑤休日保育事業	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 一か所 定員数 一人
⑥放課後児童健全育成事業	設置箇所数 1 か所 定員数 25 人	設置箇所数 2 カ所 定員数 70 人
⑦乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育 派遣型)	年間〆派遣回数一回	年間延べ派遣回数一回
⑧乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育 施設型)	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 一か所 定員数 一人
⑨子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 一か所 定員数 一人
⑩一時保育事業	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 1 か所 定員数 5 人
⑪特定保育事業	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 一か所 定員数 一人
⑫ファミリーサポートセンター事業	設置箇所数 一か所 定員数 一人	設置箇所数 一か所 定員数 一人
⑬地域子育て支援センター事業	設置箇所数 1 か所	設置箇所数 2 か所
⑭つどいの広場事業	設置箇所数 一か所	設置箇所数 2 か所

